

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2015
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



根尾谷淡墨桜 (ねおだにうすずみざくら) 岐阜県本巣市

編集部撮影

この桜は彼岸桜の一種でエドヒガンと言う。蕾のときは薄いピンク、満開はつややかな白、散り際には淡墨色になることから淡墨桜と名付けられました。樹齢1,500余年、枝張り東西26.9m南北20.2m、幹囲9.9mの名桜です。「淡墨桜」、「三春滝桜」(福島県)、「山高神代桜」(山梨県)は大正11年10月12日に国の天然記念物に指定され、「日本三大桜」と呼ばれています。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

平成27年度 JIS Z 3410 (ISO 14731)/WES 8103 による

溶接管理技術者 (1・2級受験者) のための研修会

主催: 一般社団法人 日本溶接協会

本研修会は、一般社団法人 日本溶接協会規格 WES 8103「溶接管理技術者認証基準」による1・2級溶接技術者に認証されるための評価試験を受験しようとする方を対象にした研修会です。

- 日時: 1級 4月7日(火)~10日(金) 2級 4月20日(月)~22日(水)
- 会場: 機缶健保会館 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-41-20
- 受講料: 1級 51,840円 (1・2級とも演習問題集は含みますが、2級 41,040円 テキスト代は別途)

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11
 TEL: 03-3685-5448
 FAX: 03-3682-4902
<http://www.jwes-1st.jp>

「クレーン運転業務特別教育」開催のご案内

つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務は、特別教育を受けた者でなければ業務につかせてはならないと定められています。当協会では、下記の日程により講習会を開催します。

開催日: 平成27年 4月27日(月)・28日(火)
 会場: ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
 受講料: 11,940円 (消費税込み・テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル 5階
 電話: 03-3685-5222
 FAX: 03-3685-5746
 URL <http://www.bcsa.or.jp>

第五十五回 溶接技術競技会

一般社団法人 東京都溶接協会

平成二十七年三月十四日
於 産学協同センター



開会式



競技風景

一般社団法人東京都溶接協会主催の第五十五回溶接技術競技会は三月十日手アーク溶接の部二十人・半自動アーク溶接の部十五人、合計三十五人の選手が参加して産学協同センター(東京都・江東区大島)で開催された。開会式は午前九時に始

まり、横田文雄大会会長は「昨年十二月、当協会が主催した東京都高校生コンクールの挨拶で、『溶接は安定した職業であり、これを縁に溶接を好きになつて欲しい』と話した。日ごろ溶接に携わる選手に『溶接で五十年生き

ていく』という気持ちで人を設計できる溶接士になつてもらいたい」と選手を激励した。大久保審査委員長は十五回にも及ぶ競技会運営に携わってきた関係者に敬意を示すとともに参加選手の幅広い年代をトピックに挙げ「本大会を通じて溶接技術をリードして欲しい」と述べた。

後援団体を代表して産報出版(株)の馬場主筆が祝辞を述べ「参加者の中には女性の顔も見える。昨年は高校生コンクールも開かれ若い世代も育つており、業界の将来は明るい」と挨拶した。篠崎敏夫実行委員長は、

「当協会も全国競技会と同じ課題を採用しているの



横田会長を囲む大会役員

このあと、三月二十七日に外観審査とエックス線審査、四月十七日に曲げ審査と総合審査が行われ順位が決定する。両種目の総合優勝者は東京都代表として次回の全国溶接技術競技会に派遣される。第六十一回の全国溶接競技会は十月十七・十八日に大阪府摂津市のポリテクセンター関西で開催される。

第46回 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会

出場チーム募集中!!

後援：厚生労働省 協賛：日刊工業新聞社

- 開催期日 **平成27年5月22日(金)**
- 開催場所 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所
〒963-0547 郡山市喜久田町卸 3-39
- 申込締切日 27年4月17日(金)
- 申込先 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部
TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp



(写真は技能競技全国大会風景)

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

労務管理研修会報告

去る3月10日、東部労働福祉協会主催、東京都労働協会・東京都労働相談情報センター共催による研修会を開催いたしました。講師に弁護士の小川英朗先生をお迎えして『就業規則の役割と効力』と題してご講演頂き、多くの皆様にご聴講頂きました。また、中小企業退職金共済制度や、安心財団の共済制度について、それぞれの主催団体の方からの解説も併せて行われました。

〈研修概要〉

労働条件切下げと労働契約法の活用

1 労働条件変更の原則

労働条件の決定、変更は、労働者と使用者の合意に基づいて行われるのが原則となっており、同意を得ることなく、使用者が賃金等の労働条件を一方的に切り下げ、雇用する全ての

げることとは原則としてできない。このため、事業主からの一方的な切り下げは無効となり、従来どおりの労働条件に基づく契約内容の履行を求めることができ

る。就業規則はこれら労働条件の詳細を定めたものであり、この条件は集合的契約が必要となる。使用者はこれをしっかりと与えるべきとされている。また、使用者は条件切下げの同意を取り付けるに当たり、説明を尽くすべきではあるが、同意の迫り方が強迫に当たらないように注意が必要となる。強要と解された場合、かかる切り下げは無効となり、従来とおりの労働条件に基づく契約内容の履行を求められる可能性がある。

同意(労働者の同意)は、労使対等な立場でなされなければならぬ。そのためには、使用者が提示する労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

労働条件変更の諸原則から、労働者はそれを受け入れるべきか否かについて慎重な判断の時間と機会が必要となる。使用者はこれをしっかりと与えるべきとされている。また、使用者は条件切下げの同意を取り付けるに当たり、説明を尽くすべきではあるが、同意の迫り方が強迫に当たらないように注意が必要となる。強要と解された場合、かかる切り下げは無効となり、従来とおりの労働条件に基づく契約内容の履行を求められる可能性がある。

労働条件変更の諸原則から、労働者はそれを受け入れるべきか否かについて慎重な判断の時間と機会が必要となる。使用者はこれをしっかりと与えるべきとされている。また、使用者は条件切下げの同意を取り付けるに当たり、説明を尽くすべきではあるが、同意の迫り方が強迫に当たらないように注意が必要となる。強要と解された場合、かかる切り下げは無効となり、従来とおりの労働条件に基づく契約内容の履行を求められる可能性がある。

労働条件変更の諸原則から、労働者はそれを受け入れるべきか否かについて慎重な判断の時間と機会が必要となる。使用者はこれをしっかりと与えるべきとされている。また、使用者は条件切下げの同意を取り付けるに当たり、説明を尽くすべきではあるが、同意の迫り方が強迫に当たらないように注意が必要となる。強要と解された場合、かかる切り下げは無効となり、従来とおりの労働条件に基づく契約内容の履行を求められる可能性がある。

研修会の模様



講演する小川弁護士

労働者に適用される。このため、個別に就業規則より劣る条件で雇用契約を締結したとしても、これは無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

労働者に適用される。このため、個別に就業規則より劣る条件で雇用契約を締結したとしても、これは無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

就業規則の作成・変更による労働条件の切り下げ
就業規則は、法令または労働協約に反しない範囲で個別合意のない労働条件を補完する機能を有している。そのため、使用者が就業規則の新たな作成又は変更という方法を用いて、労働条件の切り下げを行うことが、労働者がそのような場合に、促進措置を十分に取る必要がある。また、同意(意思表示)は、自由な意思に基づかないと判断される場合は無効となる。

- ① 管理監督者でないこと、
- ② 選出手続 投票・拳手等の民主的方法
- ウ 労働者への周知
- 周知義務と方法(労基法106条1項、労基法52条の2、罰則120条、30万円以下の罰金)
- ① 見やすい場所への掲示・備え付け
- ② 書面交付
- ③ 磁気テープ・磁気ディスク等への記録と各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器の設置
- ④ 労契法10条周知が要件

- ⑤ 労働組合等との交渉の経緯
- ⑥ 他の労働組合または他の従業員の対応
- ⑦ 同種事項に関するわが国社会における一般的な状況
- ⑧ 降格・配転を理由とした賃金切り下げ
- ⑨ 役職、職位、資格を引き下げる措置(降格)によつて、制度上連動している賃金が切り下げられる場合は、受忍限度が問題となる。
- ⑩ また、受忍限度の問題とは別に、その降格が①懲戒処分として行われたものなのか、②人事上の措置として行われたものなのか区別が実務上は重要となる。①の場合、懲戒処分の根拠が在し、かつその合理性があつて周知されていること、事実関係が降格処分の根拠となる就業規則の条項に該当していることを要す。②については、懲戒権の濫用ではないことを要する。

- ⑪ また、労働条件を不利益に変更する労働協約が使用者と労働組合との間で締結される場合がある。不利な労働協約は、原則として組合不参加の個々の労働者の労働条件にまで及ぶこととされる。
- ⑫ ④ 一般の正社員との待遇の差異の合理性(教育訓練や各種手当の支給の有無)
- ⑬ ⑤ 正社員と有期雇用社員との間の位置づけとして、雇用調整の対象とされる可能性がある。

- ⑭ ① 一般の正社員と雇用管理上の区別について、明確な定義がなされていない。
- ⑮ ② 相互転換の円滑化と均衡処遇
- ⑯ ③ 限定した職務・勤務地の消滅が、即雇用契約の解消となるとは限らない(判例による)

※ 上段は学科 下段は実技		講習予定表												公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp						
講習名	事務所	4月		5月		6月		講習名	事務所	4月		5月		6月						
玉掛け技能講習	東京	8	9	19	20	23	24	フォークリフト運転技能講習	東京	16	17	8	2	千葉	15	16	11	12		
		11	23	27	27	18	25			26	9	10	16		6	13	14			
	千葉	27	28	31					千葉	19	25	26						14	20	21
		20	21	3	4	埼玉						7	7	10	11					
	15	16	20	21	3		4		埼玉				9	16	17	13	20	21		
	19	23	27	28	18	19	神奈川									25				
	23	24	27	28	18	19			神奈川							28	7/4	7/5		
	26	31	21				茨城						8							
16	17			18	19	茨城					10	17	20							
19	21			21			栃木	10	21	12	23	12	23							
6	7	18	19	3	4	栃木		11	12	18	22	23	24	13	14	20	24	25	26	
8	20	5					甲信													
16	17	21	22	11	12	甲信														
19	24	14					東京									15	16			
14	15					東京									20	27				
19							千葉	23	24						24	25				
		20	21			千葉		29							28					
		24					埼玉	22	23	27	28	24	25							
						埼玉		25		30		27								
							神奈川													
						茨城					14	15								
							茨城				17									
23	24	28	29			栃木		14	15			16	17							
26	31						甲信	16				18								
9	10			4	5	甲信				7	8									
11				6			甲信				9									

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

ガス溶接技能講習

一、日時・会場
学科：四月二十一日(火)午
前八時四十分～午後五時
三十分、江東区大島三
一―十一、産学協同セン
ター


実技：四月二十二日(水)午
前八時四十分～午後五時
三十分、会場は学科講習
会場と同じ。

二、受講料 一四、〇〇〇円
テキスト代 六〇〇円

JIS溶接評価試験

日時・会場
五月十日(日)
東京都溶接協会
六月六日(土)
東京都溶接協会
六月七日(日)
東京都溶接協会
七月四日(土)
東京都溶接協会
七月五日(日)
東京都溶接協会
八月一日(土)
東京都溶接協会

講習会だより



アーク溶接作業従事者特別教育

一、日時・会場
学科：五月二十六日(火)午
前九時～午後五時、二十
七日(水)午前九時～午後
〇時、江東区大島三―一
―十一、産学協同センター

実技：五月二十七日(水)午
後一時～午後五時、二十
八日(木)午前九時～午後
五時、会場は学科講習会
場と同じ。

二、受講料
会員 二〇、七〇〇円
一般 二四、七〇〇円

学科のみ
会員 一〇、五〇〇円
一般 一、五〇〇円

グラインダ特別教育

一、日時・会場
六月九日(火)午前九時～
午後五時、江東区大島三
一―十一、産学協同セ
ンター

二、受講料
会員 一三、六〇〇円
一般 一四、六〇〇円

＜申込先＞
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

四月(卯月)

1日▽新学年
新会計年度
エイプリルフール
親鸞上人誕生会
2日▽日光輪王寺強飯式
5日▽清明
6日▽春の全国交通安全運動
(～15日)
7日▽世界保健デー
法然上人誕生会
8日▽花まつり・灌仏会
11日▽メートル法公布記念日
13日▽科学技術週間
15日▽第26回金型加工技術展
(～18日)
東京ビッグサイト
18日▽発明の日
20日▽郵便週間
22日▽レーザーEXPO2015
(～24日)
パシフィコ横浜
25日▽第6回関東甲信越
高校生溶接コンクール
(会場 神鋼溶接サービス)
28日▽日蓮宗開宗会
29日▽昭和の日
米沢上杉まつり
有田陶器市
(～5月5日)

※行事・祭は変更になる場
合があります。事前に関
係諸団体にご確認下さい。

